

注 意 事 項

1 試験開始時刻 10時00分

2 試験科目別終了時刻

試験科目	科目数	終了時刻
「法規」のみ	1科目	11時20分
「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」のみ	1科目	11時40分
「法規」及び「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」	2科目	13時00分

3 試験種別と試験科目別の問題(解答)数及び試験問題ページ

試験種別	試験科目	問題(解答)数					試験問題ページ
		第1問	第2問	第3問	第4問	第5問	
伝送交換主任技術者	法規	7	7	7	7	7	1~13
	伝送交換設備及び設備管理	8	8	8	8	8	14~27
線路主任技術者	法規	7	7	7	7	7	1~13
	線路設備及び設備管理	8	8	8	8	8	28~41

4 受験番号等の記入とマークの仕方

- (1) マークシート(解答用紙)にあなたの受験番号、生年月日及び氏名をそれぞれ該当枠に記入してください。
(2) 受験番号及び生年月日に該当する箇所を、それぞれマークしてください。
(3) 生年月日の欄は、年号をマークし、生年月日に1けたの数字がある場合、十の位のけたの「0」もマークしてください。

[記入例] 受験番号 01AB941234

生年月日 昭和50年3月1日

受 験 番 号									
0	1	A	B	9	4	1	2	3	4
●	○	●	○	○	○	○	○	○	○
1	●	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	○	○	○	○	○	○	○	○	○

生 年 月 日									
年	号	5	0	0	3	0	1		
平	成	○	○	○	○	○	○	○	○
昭	和	○	○	○	○	○	○	○	○
大	正	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○	○

5 答案作成上の注意

- (1) マークシート(解答用紙)は1枚で、2科目の解答ができます。
「法規」は赤色(左欄)、「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」(「設備及び設備管理」と略記)は緑色(右欄)です。
(2) 解答は試験科目の解答欄の正解として選んだ番号マーク枠を、黒の鉛筆(HB又はB)で濃く塗りつぶしてください。
ボールペン、万年筆などでマークした場合は、採点されませんので、使用しないでください。
一つの問いに対する解答は一つだけです。二つ以上マークした場合、その問いについては採点されません。
マークを訂正する場合は、プラスチック消しゴムで完全に消してください。
(3) 免除の科目がある場合は、その科目欄は記入しないでください。
(4) 受験種別欄は、あなたが受験申請した試験種別を○で囲んでください。(試験種別は次のように略記されています。)
伝送交換主任技術者は、『伝 送 交 換』
線路主任技術者は、『線 路』

6 合格点及び問題に対する配点

- (1) 各科目の満点は100点で、合格点は60点以上です。
(2) 各問題の配点は、設問文の末尾に記載してあります。

マークシート(解答用紙)は、絶対に折り曲げたり、汚したりしないでください。

次ページ以降は試験問題です。試験開始の合図があるまで、開かないでください。

受 験 番 号									
(控 え)									

(今後の問い合わせなどに必要になります。)

試 験 種 別	試 験 科 目
伝 送 交 換 主 任 技 術 者 線 路 主 任 技 術 者	法 規

問 1 次の問いに答えよ。

(小計 20 点)

- (1) 次の()、()の文章は、電気通信事業法の規定について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

- () 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の (ア) を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。)の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。
- () 総務大臣は、電気通信事業法の施行に必要な限度において、電気通信事業者等に対し、その事業に関し、報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、 (イ) 、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

<(ア)、(イ)の解答群>

免 許	業 務 内 容	許 可	電 気 通 信 設 備
指 定	運 用 状 況	登 録	施 設 整 備 状 況

- (2) 次の文章は、電気通信事業法の規定について述べたものである。内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4点)

同法に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (ウ) である。

<(ウ)の解答群>

電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であって総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、電気通信設備の安定な運用に支障が生ずるおそれがある場合においても、これに応じなければならない。

電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

- (3) 次の()～()の文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信回線設備への端末設備の接続に関する技術基準で確保すべき事項について述べたものである。同法の規定に照らし、 内の(工)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
- (2点×2=4点)

- () 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に (工) を与えないようにすること。
- () 電気通信回線設備を利用する他の利用者に (オ) を及ぼさないようにすること。
- () 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

<(工)、(オ)の解答群>

妨 害	損 失	迷 惑	事 故	被 害
不具合	損 害	危 害	障 害	ふくそう

- (4) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、業務の改善命令を行う場合の12項目のうちの一部について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(力)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
- (4点)

総務大臣は、次の()～()のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

- () 電気通信事業者が重要通信に関する事項について㉠適切に配慮していないとき。
- () 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために㉡必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき。
- () 電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していないため、㉢他の電気通信事業者の業務が阻害されるおそれがあるとき。

同法に規定する内容に照らして、上記㉠～㉢の下線部分の語句は、(力)。

<(力)の解答群>

㉠のみ正しい	㉡のみ正しい	㉢のみ正しい
㉠、㉡が正しい	㉠、㉢が正しい	㉡、㉢が正しい
㉠、㉡、㉢いずれも正しい	㉠、㉡、㉢いずれも正しくない	

- (5) 次の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合においてあらかじめ利用者へ周知する方法について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとすることを周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次の()~()のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して適切に周知させなければならない。

- () 訪問
() ①電話
() ②官報による告示
() 電子メールの送信
() ③電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であって、利用者が休止し、又は廃止しようとする電気通信事業に係る電気通信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供された情報が表示されることとなるもの

同規則に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、 (キ)。

<(キ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

問2 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次のA~Cの文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が総務大臣に届け出る事業用電気通信設備の管理規程に掲げるべき事項10項目のうちの一部について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査に関すること。
B 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における通信の秘密の確保に関すること。
C 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策に関すること。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ア)。

<(ア)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(2) 次のA～Cの文章は、電波法の規定について述べたものである。同法に規定する内容に照らして、内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしたときは、速やかに総務大臣に届け出なければならない。放送をする無線局の免許人が放送事項又は放送区域を変更したときも、同様とする。
- B 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- C 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信(電気通信事業法第4条第1項又は第164条第2項の通信であるものを除く。第109条並びに第109条の2第2項及び第3項において同じ。)を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (イ)。

<(イ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(3) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律の目的について述べたものである。同法の規定に照らし、内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る (ウ) 及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する (エ) を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

<(ウ)、(エ)の解答群>

- | | | |
|-----------|-------|----------|
| プライバシーの保護 | 通信の確保 | 公共の福祉の増進 |
| 秘密の漏えいの防止 | 秩序の維持 | 健全な役務の提供 |
| 差別的取扱の防止 | 適正な運営 | 犯罪の防止 |

- (4) 次のA、Bの文章は、国際電気通信連合憲章で規定する、有害な混信、遭難の呼出し及び通報について述べたものである。 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- A 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を絶対的優先順位において受信し、いずれから発せられたかを確認した後、この通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。
- B すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用をしなければならない。

同憲章に規定する内容に照らして、 (オ) 。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

A、Bいずれも正しい

A、Bいずれも正しくない

- (5) 次の文章は、電子署名及び認証業務に関する法律に規定する、目的について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

この法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の (カ) の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって (キ) 及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

<(カ)、(キ)の解答群>

積極的な運用

社会生活の安定

円滑な利用

国民の利便

効率的な利用

秩序ある推進

防犯上の安全

国民生活の向上

公共の福祉

- (1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、用語の定義について述べたものである。
 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同規則に規定する内容に照らして、下記の文章は、 (ア) が正しい。

<(ア)の解答群>

総合デジタル通信用設備とは、事業用電気通信回線設備のうち、専ら64キロビット毎秒のデジタル信号により、専ら符号又は影像の伝送交換を目的とする総合デジタル通信役務の提供の用に供するものをいう。

インターネットプロトコル電話用設備とは、事業用電気通信回線設備のうち、主として交換設備をインターネットプロトコルを利用して端末設備に接続し、音声又は符号の伝送役務の提供の用に供するものをいう。

絶対レベルとは、一の皮相電力の1ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。

直流回路とは、電気通信回線設備に接続して電気通信事業者の端末回線の動作の開始及び終了を行うための回路をいう。

- (2) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する「電気通信回線設備の損壊又は故障対策」におけるアナログ電話用設備等に関する事業用電気通信回線設備を設置する建築物等について述べたものである。同規則に規定する内容に照らし、 内の(イ)～(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×3=6点)

事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する建築物及びコンテナ等は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、()にあつては、やむを得ず同項に規定する被害を受けやすい環境に設置されたものであって、防水壁又は防火壁の設置その他の必要な防護措置が講じられているものは、この限りでない。

- () 風水害その他の自然災害及び (イ) の被害を容易に受けない環境に設置されたものであること。
- () 当該事業用電気通信回線設備を安全に設置することができる堅固で (ウ) に富むものであること。
- () 当該事業用電気通信回線設備が安定に動作する温度及び湿度を維持することができること。
- () 当該事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信回線設備に触れることができないよう (エ) その他必要な措置が講じられていること。

<(イ)～(エ)の解答群>

地震	安全性	侵入	見回り	耐震性
火災	施錠	難燃性	防犯	防護網
警備	耐久性	盗難	防湿性	損壊

- (3) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の「他の電気通信設備との責任の分界」における機能確認について述べたものである。同規則に規定する内容に照らし、内の(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点)

事業用電気通信回線設備は、分界点において他の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信回線設備の (オ)を確認できる措置が講じられていなければならない。

<(オ)の解答群>

操作性

信頼性

確実性

正常性

利便性

- (4) 次のA～Cの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する「電気通信回線設備の損壊又は故障の対策」におけるアナログ電話用設備等に関する電源設備及び停電対策について述べたものである。同規則に規定する内容に照らし、内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の適用除外規定は考慮しないものとする。(4点)

- A 事業用電気通信回線設備の電源設備は、最繁忙時(年間のうち電気通信設備の負荷が最大となる連続した1時間をいう。)に事業用電気通信回線設備の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、電源設備の動作電圧の変動許容範囲内に維持できるものでなければならない。
- B 事業用電気通信回線設備の電力の供給に直接係る電源設備の機器(自家用発電機及び蓄電池を除く。)は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。
- C 事業用電気通信回線設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準じる措置(交換設備にあっては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準じる措置)が講じられなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (カ)。

<(カ)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

Cのみ正しい

A、Bが正しい

A、Cが正しい

B、Cが正しい

A、B、Cいずれも正しい

A、B、Cいずれも正しくない

(5) 次の()～()の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、電気通信事業の用に供する「電気通信回線設備の損壊又は故障の対策」におけるアナログ電話用設備等に関する故障検出、防護措置及び異常ふくそう対策について述べたものである。 (キ) 内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の適用除外規定は考慮しないものとする。 (4点)

- () 事業用電気通信回線設備は、①電源停止、共通制御機器の動作停止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、当該事業用電気通信回線設備を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。
- () 事業用電気通信回線設備は、②利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによって当該事業用電気通信回線設備が当該事業用電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。
- () 交換設備は、異常ふくそう(特定の交換設備に対し通信が集中することにより、交換設備の通信の疎通能力が継続して著しく低下する現象をいう。)が発生した場合に、これを検出し、かつ、③通信の集中を解除する機能及びこれを記録する機能を有するものでなければならない。ただし、通信が同時に集中することがないようこれを制御することができる交換設備については、この限りでない。

同規則に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、 (キ) 。

<(キ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

- (1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、事業用電気通信回線設備の「他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止」における保安装置について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、 ~ に入るべき数字の組合せを、下記の解答群から選び、 内の(ア)にその番号を記せ。(4 点)

落雷又は強電流電線との混触により線路設備に発生した異常電圧及び異常電流によって接続設備を損傷するおそれのある場合は、交流 ボルト以下で動作する避雷器及び アンペア以下で動作するヒューズ若しくは ミリアンペア以下で動作する熱線輪からなる保安装置又はこれと同等の保安機能を有する装置が事業用電気通信回線設備と接続設備を接続する点又はその近傍に設置されていなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、正しいものは、 である。

<(ア)の解答群>

(A)		(B)		(C)
100	—	5	—	200
300	—	6	—	400
500	—	7	—	500
400	—	6	—	300
300	—	5	—	200

- (2) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備」におけるアナログ電話用設備の接続品質について述べたものである。□内
の(イ)～(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×4＝8点)

事業用電気通信回線設備の接続品質は、基礎トラヒック(1日のうち、1年間を平均して呼量(1時間に発生した呼の保留時間の総和を1時間で除したものをいう。以下同じ。))が最大となる連続した1時間について1年間の呼量及び呼数の最大のものから順に30日分の呼量及び呼数を抜き取ってそれぞれ平均した呼量及び呼数又はその予測呼量及び予測呼数をいう。以下同じ。)について、次の()～()の各号に適合しなければならない。

- () 事業用電気通信回線設備が発呼信号を受信した後、選択信号を受信可能となるまでの時間が□(イ)秒以上となる確率が0.01以下であること。
- () 事業用電気通信回線設備が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備により呼が損失となる確率が□(ウ)以下であること。
- () 本邦外の場所に対して発信を行う場合にあっては、事業用電気通信回線設備が選択信号を受信した後、国際中継回線(国際交換設備(本邦外の場所への発信又は本邦外からの着信を行う機能を有する交換設備をいう。))と本邦外の場所の交換設備相互間の電気通信回線をいう。)を捕捉するまでの間に一の電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備により呼が損失となる確率が□(エ)以下であること。
- () 本邦外の場所からの着信を行う場合は、事業用電気通信回線設備が着信を受け付けた後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備により呼が損失となる確率が0.11以下であること。
- () 事業用電気通信回線設備が選択信号送出終了を検出した後、発信側の端末設備等に対して着信側の端末設備等を呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないことの通知までの時間が□(オ)秒以下であること。ただし、二以上の電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

<(イ)～(オ)の解答群>

0.05	0.1	0.15	0.2
0.25	0.3	0.35	0.5
1	3	5	10
20	30	40	50

- (3) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、「電話用設備に接続される端末設備」における移動電話端末の備えなければならない機能について述べたものである。 内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 移動電話端末は、重要通信を確保するため、移動電話用設備からの発信の規制を要求する信号を受信した場合にあっては、発信しない機能を備えなければならない。
- B 移動電話端末は、通信中の受信レベル又は伝送品質が著しく劣化した場合にあっては、自動的に送信を停止する機能を備えなければならない。
- C 移動電話端末は、故障により送信が継続的に行われる場合にあっては、自動的にその送信を停止する機能を備えなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (カ) 。

<(カ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (4) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、「電話用設備に接続される端末設備」におけるアナログ電話端末の直流回路の電氣的条件について述べたものである。 内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

直流回路を閉じているときのアナログ電話端末の直流回路の電氣的条件として挙げた下記の文章は、 (キ) が正しい。

<(キ)の解答群>

直流回路の直流抵抗値は、20ミリアンペア以上120ミリアンペア以下の電流で測定した値で10オーム以上100オーム以下であること。ただし、直流回路の直流抵抗値と電気通信事業者の交換設備からアナログ電話端末までの線路の直流抵抗値の和が10オーム以上700オーム以下の場合にあっては、この限りでない。

ダイヤルパルスによる選択信号送出時における直流回路の静電容量は、3マイクロファラド以下であること。

直流回路と大地の間の絶縁抵抗は、直流300ボルト以上の一の電圧で測定した値で3メガオーム以上であること。

- (1) 次の文章は、有線電気通信法の目的について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
(2点×2=4点)

この法律は、有線電気通信設備の (ア) を規律し、有線電気通信に関する (イ) することによって、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

<(ア)、(イ)の解答群>

管理及び運用	設置及び使用	維持及び保全	公平性を確保
制度を簡素化	利用を拡大	秩序を確立	内容及び手続

- (2) 次のA、Bの文章は、有線電気通信法に規定する、有線電気通信設備の技術基準で確保すべき事項について述べたものである。内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
(4点)

- A 有線電気通信設備は、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えないようにすること。
B 有線電気通信設備は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ウ) 。

<(ウ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい
A、Bいずれも正しい	A、Bいずれも正しくない

- (3) 次の文章は、有線電気通信設備令に規定する定義について述べたものである。内の(エ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
(4点)

同令に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (エ) である。

<(エ)の解答群>

線路とは、送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器(これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。)をいう。
絶縁電線とは、絶縁物のみで被覆されている電線をいう。
ケーブルとは、光ファイバ以外の絶縁物で保護されている電線をいう。
支持物とは、電柱、支線、つり線その他電線又は強電流電線を支持するための工作物をいう。
離隔距離とは、線路と他の物体(線路を含む。)とが気象条件による位置の変化により最も接近した場合におけるこれらの物の間の距離をいう。

(4) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する定義について述べたものである。

内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 特別高圧とは、7,000ボルトを超える電圧をいう。
B 特別保安接地工事とは、接地抵抗が1オーム以下となるように接地する工事をいう。
C 低周波とは、周波数が200ヘルツ以下の電磁波をいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (オ)。

<(オ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(5) 次の()、()の文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空電線の支持物と架空強電流電線(当該架空電線の支持物に架設されるものを除く。以下同じ。)との間の離隔距離について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、 内の(力)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 架空強電流電線の使用電圧が高圧で、かつ、架空強電流電線の種別が強電流ケーブルの場合の離隔距離は、 (力) 以上とすること。
() 架空強電流電線の使用電圧が特別高圧であって35,000ボルト以下の場合で、かつ、架空強電流電線の種別が特別高圧強電流絶縁電線の場合の離隔距離は、 (キ) 以上とすること。

<(力)、(キ)の解答群>

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 30センチメートル | 40センチメートル | 50センチメートル |
| 60センチメートル | 70センチメートル | 80センチメートル |
| 90センチメートル | 1メートル | 2メートル |